

2019年3月28日

Contents

I Lawyer's Eye

「中華人民共和国外商投資法」の成立とその影響
～中外合弁企業に重大インパクトあり～

弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 銭 一帆

II 中国法令アップデート

- ・企業銀行口座許可の取消しに関する通知
- ・大陸及び香港特別行政区の法院における民商事案件事件判決の相互承認及び執行に関する手配調整
- ・不当な懸賞付販売行為の禁止に関する若干の規定(意見募集稿)

III 台湾法令アップデート

- ・「金融持株会社法」の改正
- ・「先物取引法」の改正
- ・「相殺関税及びアンチダンピング税の課徴実施弁法」の改正

I Lawyer's Eye

弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 銭 一帆

「中華人民共和国外商投資法」の成立とその影響 ～中外合弁企業に重大インパクトあり～

一、外商投資法の成立と背景

2019年3月15日、中国の国会である全国人民代表大会の第十三期第二回会議が閉幕した。今回の会議では、外国投資家及び外国企業の関心を一身に集めた「中華人民共和国外商投資法」(以下「外商投資法」という。)が可決され、来年の2020年1月1日から施行されることとなった。外商投資法は、総則、投資促進、投資保護、投資管理、法的責任及び附則の全6章42条で構成されており、2018年10月の立法発表会から僅か5か月で成立した。

5か月での成立は中国の立法慣習から見れば異例の早さといえるが、実は外資法整備の視点からは既に8年以上が経過しているという見方もできる。20世紀後半以降、中国における外国企業による投資は、長らく参入認可制による管理が行われていたが、今世紀に入ってからこの方針が大きく揺るがされることとなる。

その契機となったのが2006年以降に開始した米中戦略経済対話(S&ED)と2008年以降に開始した米中投資協定(BIT)の交渉である。中国は、これら交渉の中でアメリカから投資の自由化について強い要望を受け、2011年から外資規制法の研究を開始することとなる。

その後、2013年7月10日、当時中国副総理であった汪洋は、第5回米中戦略経済対話においてネガティブリスト方式と外資参入前の内国民待遇を含む投資協定の交渉方針に承諾し、2013年10月1日、設置されたばかりの中国(上海)自由貿易試験区にて3年間のネガティブリスト方式のテスト運用が開始された。商務部は、テスト運用の終了を睨んで2015年に外商投資法の前身となる「中華人民共和国外国投資法」(意見募集稿)を公表する。しかしながら、同意見募集稿には、各政府機関の権力争いも手伝って外資の監督に関する規定が詳細に組み込まれ、結果170条に膨れ上がった外国投資法は各方面から批判を受けて成立に至らなかった。

＜外資法整備の経緯＞

- 2006年 米中戦略経済対話の開始
- 2008年 米中投資協定の交渉開始
- 2011年 外資規制法の研究を開始
- 2013年7月 中国側がネガティブリスト方式と外資参入前の内国民待遇の方針について承認
- 2013年10月 上海自貿区にてネガティブリスト方式のテスト運用開始
- 2015年 外国投資法(意見募集稿)の公表
- 2016年10月 原則届出制への転換、ネガティブリスト方式の全国展開
- 2019年3月15日 外商投資法の成立

2011年の外資規制法の研究開始から足掛け8年、2015年の外国投資法(意見募集稿)から数えても4年もの月日を費やしてまとまらなかった法律が、今般、僅か5か月で成立した理由には諸説ある。中国(上海)自由貿易試験区でのネガティブリスト方式のテスト運用終了後である2016年10月、従来の参入認可制を原則届出制に転換してネガティブリスト方式を全国展開し¹⁾、実績を積み始めていたのも重要な要因の一つと言われている。しかしながら、いままさに佳境となっている米中貿易摩擦も少なからず影響しているであろうことは想像に難くない。

その結果かもしれないが、新たに成立した外商投資法では、2015 年外国投資法(意見募集稿)当時にポイントとなった国家安全審査(計 27 条)、情報報告(計 25 条)がそれぞれ 1 条に凝縮され、VIE スキームに関する内容は全て削除された。

ややスリムになった外商投資法が、日系企業にどのような影響を与えるかについては、次項以降で解説していきたい。

二、外商投資法の成立による影響

本項では、外商投資法の規定のうち主要なポイントを取り上げてその実務的な影響を分析する。

1. 外資規制のネガティブリストへの一本化

現状、中国の外資規制の規制形態は、3 種類に分類することができる。

2016 年 10 月以降、ネガティブリスト方式が全国展開されてはいるが、ネガティブリスト外において個別法令や行政の内部規定、運用による外資規制が別途並存しているのが実情である。

	規制形態	説明
①	ネガティブリスト	外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018 年版) ²
②	ネガティブリスト以外の個別法令	例えば、人材紹介業については外資 100%での経営が認められておらず、中国側出資者の出資比率が 51%を下回ってはならないとの規制があるが ³ 、これはネガティブリストには規定がない。
③	行政の内部規定、運用	例えば、電気通信業の外資規制はネガティブリスト上出資比率 50%となっているが、長年運用により外資の参入が認められていない。

一方、外商投資法第 4 条 2 項及び第 28 条 3 項は、ネガティブリストに記載のない外商投資については内国民待遇を与えるとしており、また外商投資法第 24 条 2 文は、地方人民政府が市場の参入条件を加重等することを禁ずることとした。

これら関連条文が文言どおりに適用されるとすれば、②個別法令による規制や③行政の内部規定、運用による規制は違法と解釈される可能性があり、外資規制が①ネガティブリストによる規制に一本化される可能性が出てきたともいえる⁴。

もちろん中国における外資規制は、これまで国家の産業政策や政治的思惑等に影響を受けて法令の規定以上に実務運用に重きが置かれてきており、外商投資法が施行されたとしても即座に上記②③の規制形態が消滅するとは断言できない。

しかしながら、外商投資法の成立を受け、今後、従来②③で規制されていた業種がネガティブリストに追加されたり、③行政の内部規定、運用の在り様が実務レベルで変化したり、施行までの約 1 年の間に外資規制の在り様が変化する可能性は十分にあり得る。

したがって、特に②個別法令による規制や③行政の内部規定、運用による規制を受けている日系現地法人やこれらの業種で中国でのビジネス展開を検討している会社等は、今後、法令や実務動向についてより一層の注意が必要といえる。

＜関連条文＞※項番号及び下線は筆者加筆

第4条

1項 国は、外商投資に対し、参入前内国民待遇に加え、ネガティブリスト管理制度を実施する。

2項 …国は、ネガティブリスト以外の外商投資に対して内国民待遇を与えるものとする。

第24条

各級の人民政府及びその関連部門が制定する外商投資に関する規範性文書は、法令の規定に合致しなければならない。法律、行政法規に根拠がない場合、外商投資企業の適法な權益を減損し又はその義務を増加してはならず、市場参入及び退出の条件を設定してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

第28条

3項 外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に従い管理を行う。

第41条

外国投資者による中国域内での銀行業、証券業、保険業等の金融業界に対する投資、又は証券市場、為替市場等の金融市場における投資の管理については、国に別段の定めがある場合、かかる規定に従う。

2. 外商投資企業にかかる三資企業法の廃止と会社法規制への編入

現状、外商投資企業は、いわゆる三資企業法(外資企業法、中外合弁経営企業法及び中外合作経営企業法)が会社法等の特別法として規制管轄している。

しかしながら、外商投資法第31条及び第42条1項2文は、三資企業法を廃止し、外商投資企業につき、今後は会社法又はパートナーシップ企業法を適用すると定めた。これによって外商投資企業において従来内資企業とは異なる取扱いを受けていた部分は、すべて差異が撤廃される見込みである。

その影響は多岐にわたるが、主要なポイントは下表のとおりである。

	項目	中外合弁企業	外資独資企業	外商投資法の施行後
①	組織形態	有限責任会社	有限責任会社	有限責任会社 /株式会社
②	中国側出資者	個人不可	個人不可	個人でも可
③	最高意思決定機関	董事会	株主会又は株主	株主会、株主又は株主 総会
④	董事会	設置が必要	設置せずに執行董事 のみとすることも可	設置せずに執行董事の みとすることも可
⑤	全会一致事項	① 定款の変更 ② 中止、解散 ③ 登録資本の増加、減少 ④ 合併、会社分割	全会一致ではなく 2/3 での決議	全会一致ではなく 2/3 での決議
⑥	正・副董事長 正・副総経理	外国出資者と中国出資者 がそれぞれ指名又は派遣	制限なし	制限なし

⑦	董事の任期	4年	3年	3年
⑧	清算時の意思決定機関	清算委員会 (董事、又は中国公認会計士・ 弁護士)	清算委員会 (法定代表者、債権者代 表及び関連主管機関の 代表)	清算組 (有限責任会社:持分権者 株式会社:董事又は株主 総会で確定した人員)
⑨	投資者間の紛争解決	仲裁	仲裁	制限なし (裁判所も可)

※なお、本表では実務上ほとんど見られない中外合作企業、特に変更点のない外商投資株式会社については省略している。

(1) 最高意思決定機関におけるコントロール

中外合弁企業の最高意思決定機関は、現行法上、董事会(取締役会)である。したがって、中外合弁企業における会社コントロールは、董事の人数比が最も重要となる。

董事の人数比は、原則として持分割合を参考にするとの規定もあるが、実務上、経営方針、会社への出資以外の貢献、出資者間の力関係等により、持分割合とは異なる人数比となることも珍しくない。

一方、外商投資法の施行後は、中外合弁企業にも新たに株主会が設置され、株主会が最高意思決定機関となる。株主会は、原則として持分割合に基づいて決議することとなる。これまで持分割合以上の董事を派遣していた持分権者にとっては、今後、同等のコントロールを維持できるのかという点が課題となる。

対応方法としては、アイデアベースで、決議要件の基準を調整して従来と同等の効果をはかる方法、有限会社においては出資比率と異なる議決権割合を定款で規定しておく方法、株式会社においては議決権のない種類株式を発行して調整する方法、会社の重要な決議事由をすべて董事会に付与して実質的に董事会で会社運営を行う方法などが考えられるが、いずれにせよ合弁パートナーとの力関係が合弁当初とは変わっている場合などは、いずれの方針においても交渉が難航する可能性は十分に考えられる。

したがって、現在、組織の変更、定款変更等について検討がなされている企業においては、出来る限り早いうちから2020年1月1日以降の組織変更を見据えた交渉を進めておくことが望ましい。

なお、外商投資法第42条2項によれば、外商投資法の施行(2020年1月1日)以降も5年間は、従来の組織形態を維持できるが、万が一5年が経過しても定款変更の合意が出来ない場合にどのように処理されるかという点は、国务院が制定する実施弁法の立法を待つ必要がある。

(2) 一定の重要事項についての拒否権

従来、中外合弁企業においては一定の重要事項について法令上全会一致事項とされていたが、外商投資法の施行後は、ほぼ同様の事項について2/3以上の特別決議事由となる。

持分割合について1/3超を確保できない持分権者は、拒否権(=自らの賛成なしでは会社の意思決定がなされない割合の議決権)を確保するため、定款の修正交渉が必要となる。これについても合弁パートナーとの力関係次第では、交渉が難航するリスクは十分に考えられるため、上記(1)同様に早めの交渉を検討しておく必要がある。

現行の中外合併企業	外商投資法の施行後
<法定全会一致事由> ✓ 定款の修正 ✓ 中途終了、解散 ✓ 登録資本の増加、減少 ✓ 合併、会社分割	<2/3以上の特別決議事由> ✓ 定款の修正 ✓ 登録資本の増加又は減少 ✓ 合併、分割、解散又は会社形態の変更

<関連条文> ※項番号及び下線は筆者加筆

第31条

外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則には、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する。

第42条

1項 …「中華人民共和国中外合併経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」は、同時に廃止する。

2項 本法の施行以前に「中華人民共和国中外合併経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」に基づき設立された外商投資企業は、本法の施行後5年間、従来の企業組織形態等を継続して保持することができる。具体的な実施弁法は、國務院が定める。

3. 今後具体化が待たれる各種規定

外商投資法は、外資規制の基本法であるため、抽象的な定めを数条置ただけで、具体的な内容が今後の立法に委ねられている項目が散見される。しかしながら、その中には今後の新しい制度を予感させるものが幾つも含まれているため、本項では、そのような規定から主だったものを幾つか紹介する。

(1) 外商投資の拡大の可能性

外商投資法は、現行の三資企業法とは異なり、法令名に「企業」という名詞が入っていない。外商投資法の主語は、外商投資(外国投資家が中国域内において直接又は間接に行う投資活動)という包括的な概念であり、ここには以下の行為が含まれる⁵。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①中国域内における外商投資企業の設立(新設) ②中国域内の企業の株式、持分、財産持分又はその他類似の権益の取得(買収) ③中国域内における新規プロジェクトへの投資 ④法律、行政法規又は國務院が定めるその他の方法による投資 |
|---|

このうち①②は現在と特に変更ないが、③新規プロジェクトへの投資、④法令に定める投資という拡張可能性を持たせたところに本法の特徴がある。

立法経緯を紐解くと、2015年の外国投資法(意見募集稿)では、中国域内子会社への貸付、不動産にかかる権利の取得などの幅広い投資行為が取り込まれており、さらに目玉の1つとしてVIEスキームも組み込まれていたが、外商投資法では上記のとおりシンプルな内容となり、詳細は具体化立法に委ねられた。

翻って考えれば、議論が成熟してこれば、VIE スキーム等の外国投資法(意見募集稿)から削除された投資行為が改めて外商投資法に取り込まれる余地は未だ残っているといえ、今後の立法動向に注目したい。

(2) 外商投資企業による証券発行の可能性

これまで外商投資企業による IPO というテーマは、しばしば語られてきたがビジネス上・実務上の理由で実例は極めて少ないのが現状である。上場するためには株式会社形態をとる必要があるところ、これまで外商投資企業には中外合弁企業を株式会社化する外商投資株式会社のみが認められてきた。今般の外商投資法の成立により、外資独資企業(外資 100%の企業)についても株式会社化が認められたため、その意味では外商投資企業による株式公募等へのハードルが更に一步低くなったということも出来る。

外商投資法第 17 条は、1 条のみのシンプルな条文ではあるが、外商投資企業の株式、社債の公募を規定している。今後、証券法周辺の整備が進んでこれば、将来的には外商投資企業による証券発行が広まる可能性もある。

<関連条文> ※項番号及び下線は筆者加筆

第 17 条

外商投資企業は、法に基づいて株券、社債等の証券の公募その他の方法により資金調達することができる。

(3) 技術の強制移転の禁止

冒頭に触れたとおり、外商投資法は、米中戦略経済対話に端を発したアメリカからの強い要望を受けて立法が進められてきた経緯があり、特に昨今のいわゆる米中貿易摩擦による影響も少なからず受けて成立したものと思われる。

外商投資法第 22 条には、米中貿易摩擦で 이슈として挙げられた技術の強制移転問題に対する中国の一つの態度が見受けられる。本条は、抽象的な条文に過ぎず、本問題については今後の行政・立法双方において対応されていくと思われるが、一例として、2019 年 3 月 19 日、国務院による一部の行政法規の改正に関する決定(国令第 709 号)が公布されて即日発効となり、これによって技術輸出入管理条例が改正され、技術譲渡分野において内国民待遇が進んだ点は注目に値する。

<関連条文> ※項番号及び下線は筆者加筆

第 22 条

1 項 国は、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関連する権利者の適法な権益を保護する。知的財産権に対する侵害行為については、法に基づいて厳格に法的責任を追及する。

2 項 国は、外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づいて技術提携を展開するよう奨励する。技術提携の条件は、各投資当事者が公平の原則を遵守して平等な協議のうえで確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術譲渡を強制してはならない。

三、まとめ

外商投資法は、外資規制の基本法であり、その多くは抽象的な条項で構成されているが、他方で、上記二、記載のとおり、1. 外資規制のネガティブリストへの一本化、及び 2. 三資企業法の廃止は、中外合弁企業をはじめ

とした外商投資企業に具体的、かつ、大きなインパクトを及ぼすこととなる。

法制度変更の過渡期を迎えて中国でビジネスを行う日本企業として行うべきは、今後激しく動いていくであろう外資規制の動向にアンテナをはると共に、いち早く傘下の中国現地法人の定款、合弁契約書等の状況を確認し、外商投資法成立の影響を評価し、外商投資法の施行後のアクションプランを練ることであろう。

既に触れてきたとおり、合弁会社の事業プランや設計の前提を覆す法改正であるといえ、会社によっては合弁パートナーとの間で交渉が発生しうる。

また、外商投資法施行までの 1 年の間、今後、具体的な細則やガイドライン等が出てくる可能性も十分に考えられるため、立法動向にも十分な注意が必要である。

以上

外商投資法の和訳は無償でお送りいたしますので、ご希望の方は
china-newsletter@amt-law2.com までご連絡ください。

¹「中華人民共和国外資企業法」等の 4 つの法律改正に関する決定(2016 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 1 日施行)、外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法(2016 年 10 月 8 日公布、同日施行)等

² 中華人民共和国国家發展改革委員会、中華人民共和国商務部令第 18 号(2018 年 6 月 28 日公布、同年 7 月 28 日施行)

³ 中外合弁人材仲介機構管理暫定規定第 3 条 2 項、第 6 条 3 号

⁴ なお、外商投資法第 41 条は、金融業界又は金融市場に対する投資管理については別系統での管理を想定しているため、外資規制の検討においても留意が必要である。

⁵ 外商投資法第 2 条 2 項

II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 彬
	上海オフィス顧問 繆 媛媛
	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<会社設立>

企業銀行口座許可の取消しに関する通知

[ポイント] 中国での会社設立に際して銀行口座を開設する場合、現状、営業許可証を取得した後に人民銀行から銀行口座開設の許可を受けて銀行口座開設許可証を取得する必要がある。本通知は、近年の行政手続の簡素化の流れを受け、企業法人、非企業法人、個人事業主の基本口座、臨時口座について従来の許可制を届出制に変更する旨規定している(機関、事業単位等については現行制度を維持)。届出制は、2019年2月25日施行の企業銀行決算口座管理弁法に基づいて運用される。改革は、2019年2月25日以降の江蘇省泰州市、浙江省台州市での試行を皮切りに江蘇省、浙江省に拡大させ、2019年末までに他の各省(区、市)、深セン市に拡大する予定となっている。

2019年1月28日公布(銀発[2019]41号)

[原文][关于取消企业银行账户许可的通知](#)

<司法>

大陸及び香港特別行政区の法院における民商事案件事件判決の相互承認及び執行に関する手配調整

[ポイント] 本調整は、中国本土と香港との間の民事・商事判決の相互承認及び執行について定めるものであり、中国の最高人民法院による司法解釈の公布及び香港における手続の完了の上、発効時期が発表されることになる。現在、中国本土と香港の間では、婚姻に係る事件の他、書面により裁判管轄合意が明記された民事・商事事件であって、金銭給付を内容とする判決に限り、相互承認及び執行の申立が認められている。このため、相互承認及び執行の制度を利用できる事件が非常に限られている。

本調整は、相互承認及び執行の適用対象を、一部の事件を除く大多数の民事・商事事件まで拡大し、相互承認及び執行を利用できるのは金銭給付を内容とする判決の制限も解除した。また、本調整は、判決の承認及び執行を申立てる場合の管轄裁判所、提出資料、承認及び執行が認められない事由及びその救済措置を具体的に定めている。本調整は、中国本土と香港の間における判決の相互承認及び執行に大なる影響を与える可能性があるため、今後の動きを注視していく必要がある。

2019年1月18日公布

[原文][关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民商事案件判决的安排](#)

<不正競争防止法>

不当な懸賞付販売行為の禁止に関する若干の規定(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、新しい反不正競争法が2018年1月1日に施行されたことを受け、同法10条に

において禁止されている不当な懸賞付販売行為の具体的な内容を明らかにする「不当な懸賞付販売行為の禁止に関する若干の規定」の草案について意見募集を行うものである。

本意見募集稿は、過去の裁判例をもとに、反不正競争法 10 条各号において禁止されている不当な懸賞付き販売行為の具体的な例示を行うほか、ネットにおける販売において懸賞を付す行為も反不正競争法 10 条により規制されることを明らかにしている。本意見募集稿には、経営者が懸賞付き販売行為を行う場合に、反不正競争法 10 条に違反しないために、どのような方法で行うべきか等の注意事項が多く含まれており、今後正式に制定される「不当な懸賞付販売行為の禁止に関する若干の規定」の内容に注視したい。

2019 年 1 月 31 日発表

(意見募集期間:2019 年1月31日～3月2日)

[原文] [关于禁止不正当有奖销售行为的若干规定\(征求意见稿\)](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<金融事業規制>

「金融持株会社法」の改正

[ポイント]本改正は、金融持株会社の内部監査・統制を強化し、法令遵守を実現させるために、過料金額を引き上げるものである。例えば、子会社の銀行又は保険会社が与信に関する規制に違反した場合、当局である金融監督管理委員会の許可を得ず株式を保有している場合や、当局の財務検査を妨げた場合などにおいて、過料の上限額が改正前の1千万台湾ドルより5千万台湾ドルまで引き上げられた。なお、同法62条各号の投資規定に違反した場合、過料上限額は改正前の500万台湾ドルから2千万台湾ドルまで引き上げられた。

(2019年1月16日に公布・施行)

[原文] [金融控股公司法](#)

<先物業規制>

「先物取引法」の改正

[ポイント]本改正は、店頭デリバティブ(Over-the-counter derivatives)市場の監督効果を高め、先物市場の健全な発展を強化することを目的としている。当局である金融監督管理委員会に対して、集中清算に関する規制制定権限を与える法源が追加された。集中清算によって、当局は店頭デリバティブ取引の全体像を把握しやすくなり、カウンターパーティーリスクを抑えることも可能になる。また、先物取引に、従来の先物契約、オプション契約、先物オプション契約、レバレッジ契約に加え、スワップ契約やこれら契約の組み合わせが追加された。なお、先物業界のコンプライアンスを強化するため、過料の上限額を60万台湾ドルから240万台湾ドルまで引き上げた。一方、違反が軽微な場合、処罰免除が認められるようになった。

(2019年1月16日に公布・施行)

[原文] [期貨交易法](#)

<アンチダンピング関税措置>

「相殺関税及びアンチダンピング税の課徴実施弁法」の改正

[ポイント]本改正のポイントは次のとおり。①財政部関税税率委員会組織規程の廃止及び財政部関税税率審議チーム設置要点の制定を踏まえ、関連規定を改正した。②担保又は保証金の提供開始日は、改正前の「新輸出者の調査が行われた日」から「新輸出者の調査が公告された日」に改正され、担保又は保証金の提供主体は、「当該外国製造者又は輸出者から当該製品を輸入する納税義務者」に改正された。③WTO アンチダンピング協定を参考し、相殺関税及びアンチダンピング税の継続徴収の調査案件において、当局が認定した補助金、ダンピング又は産業損害の要件の文言が修正された。具体的には、改正前の徴収停止により補助金、ダンピング又は産業損害が「継続・再発する」ことを、「継続・再発するおそれがある」ことに修正した。

(2019年1月28日に公布・施行)

[原文] [平衡税及反傾銷税課徴實施辦法](#)

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。